

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 7 月20日
【会社名】	株式会社アエリア
【英訳名】	Aeria Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 祐介
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目 7 番13号
【電話番号】	03-3587-9574
【事務連絡者氏名】	管理本部長 上野 哲郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂三丁目 7 番13号
【電話番号】	03-3587-9574
【事務連絡者氏名】	管理本部長 上野 哲郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成29年7月18日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社Impression（以下「Impression」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換1」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約1」といいます。）を締結しました。

また、同日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社サクラゲート（以下「サクラゲート」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換2」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約2」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・株式会社Impressionとの株式交換

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社Impression
本店の所在地	東京都品川区西五反田8丁目1番5号 五反田光和ビル8階
代表者の氏名	代表取締役 堀 冬樹
資本金の額	88,000千円
純資産の額	307,933千円（平成28年10月31日現在）
総資産の額	912,868千円（平成28年10月31日現在）
事業の内容	不動産販売事業 賃貸管理事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位：千円)

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年10月期
売上高	5,255,008	7,520,317	5,452,350
営業利益	58,786	166,889	76,107
経常利益	55,176	195,130	92,832
当期純利益	25,224	104,246	65,091

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成29年7月18日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
堀 冬樹	60.00%
大塚 将平	40.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 当該株式交換の目的

当社グループは、コア事業と位置付けるITサービス事業について安定した収益基盤をもち、コンテンツ事業においても、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業及び配信・運営事業を展開しております。

Impressionは、投資用不動産の販売を主体として、投資用マンション開発や住居用不動産販売並びにリノベーション事業等を幅広く展開しております。「提案」から「アフターケア」まで丁寧でスムーズな対応を行うことで既存顧客からの信頼も厚く、多数の取引実績とともに販売ノウハウを蓄積しております。

ITサービス事業にて、電子商材を取扱うプラットフォームでの決済事業やデータセンター事業等のインターネットサービスにおいて様々なノウハウを培ってきた当社グループと、不動産販売等において多数の取引実績や販売ノウハウをもつImpressionが、不動産事業へのITシステム導入等を行うことで、当社グループの新たな収益基盤となり事業拡大に大きく貢献することが期待できます。また、ImpressionにとってもITサービス事業の支援を受けることで今後の事業発展に繋がるのではないかと協議を申し入れました。

それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業を共に拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねて参りましたところ、Impressionが当社のグループに加わることで、事業領域の拡大及び、更なる企業価値向上が目指せるものとして合意に至り、本株式交換1による完全子会社化を行うことになりました。

今後、当社グループ及びImpressionは、不動産とITテクノロジーを掛け合わせた不動産テックといわれる利便性の高いサービスを行うことで、さらなる成長の実現を目指しております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、Impressionを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換1は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会の承認を受けずに、Impressionについては、平成29年7月18日開催の臨時株主総会において本株式交換契約1の承認を受けた上で、平成29年8月24日を効力発生日として行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

本株式交換1については、変動性株式交換比率方式を採用しております。変動性株式交換比率方式とは、株式交換決定時に株式交換完全子会社の株式価値を確定し、Impression普通株式1株につき対価として交付される当社普通株式の割当株数を、効力発生日の直前の一定期間における当社株式の平均株価を基に決定するものであります。

本株式交換1においては、当社は、本株式交換1により当社がImpressionの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という）に、Impressionの株主名簿に記載されたImpressionの株主に対し、Impressionの普通株式に代わり、その所有するImpressionの普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を割り当てます。

株式交換比率 = 58,500円 () / 当社の普通株式の平均価格

下記(4) 記載の手法により算出したImpressionの普通株式1株当たりの評価額

上記算出において「当社の普通株式の平均価格」とは、東京証券取引所ジャスダック市場における平成29年7月27日（同日を含みます）から平成29年8月9日（同日を含みます）までの10取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除きます）の当社の普通株式1株当たりの終値の平均値（ただし、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入します）です。

(注1) 株式交換比率の計算方法

株式交換比率は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

(注2) 株式交換により交付する株式等

当社は、基準日におけるImpressionの株主の所有するImpressionの普通株式数の合計数に、上記株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を交付します。当社は、本株式交換1による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。

(注3) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換1に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をImpressionの株主に対して支払います。

株式交換契約の内容

当社及びImpressionが平成29年7月18日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社アエリア（住所：東京都港区赤坂三丁目7番13号。以下「甲」という。）と株式会社Impression（住所：東京都品川区西五反田八丁目1番5号。以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式の合計数に、以下の算式により算出される割合（以下「株式交換比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

株式交換比率（ 1 ） = 乙の普通株式1株あたり58,500円 / 甲の普通株式1株あたりの平均価格

2. 本条1項に規定する株式交換比率の算定式において「甲の普通株式1株あたりの平均価格」は、甲普通株式の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における平成29年7月27日（同日を含む）から同年8月9日（同日を含む）までの10取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除く）の甲普通株式の終値を単純平均（小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する）した値とする。

（ 1 ）株式交換比率は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 本株式交換により資本金の額は増加させません
- (2) 資本準備金 会社計算規則に従い、甲が別途定める額

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年8月24日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（新株予約権の取扱い）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の第1回新株予約権者に対して、その有する乙の第1回新株予約権に代わる新株予約権として、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第1回新株予約権の総数に第2条1項で算出される株式交換比率を乗じて得た数の別紙1に規定する内容の甲の新株予約権を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の第2回新株予約権者に対して、その有する乙の第2回新株予約権に代わる新株予約権として、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第2回新株予約権の総数に第2条1項で算出される株式交換比率を乗じて得た数の別紙2に規定する内容の甲の新株予約権を交付する。
3. 前項の対価の割当てについては、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第1回新株予約権者に対し、その有する乙の第1回新株予約権の数に第2条1項で算出される株式交換比率を乗じて得た数の別紙1に規定する内容の甲の新株予約権を割り当て、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第2回新株予約権者に対し、その有する乙の第2回新株予約権の数に第2条1項で算出される株式交換比率を乗じて得た数の別紙2に規定する内容の甲の新株予約権を割り当てる。

第6条（会社の財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年7月18日

東京都港区赤坂三丁目7番13号
甲 : 株式会社アエリア
代表取締役 小林 祐介

東京都品川区西五反田八丁目1番5号
乙 : 株式会社Impression
代表取締役 堀 冬樹

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換1の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びImpressionから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」）を選定し、平成29年7月14日付で、Impressionの株式価値に関する算定書を取得しました。

TFAは、Impressionの株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であるため、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用いたしました。算定については、Impressionが作成した平成29年10月期～平成31年10月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした平成29年10月期の財務予測は営業利益193百万円と、平成28年10月期と比較し、大幅な増益を見込んでおります。これは、平成28年10月期は決算期変更により10カ月決算であったこと、並びに不動産投資市場が引き続き好調であり、投資ニーズによる売上高の増加及び経営合理化による販売管理費の削減等が影響しております。また、その他の期については、大幅な増減益は見込んでおりません。

TFAがDCF法に基づき算定した、Impression普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
DCF法	56,121 ~ 68,592

TFAは、Impressionの株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

変動性株式交換比率方式の採用については、株式交換比率が固定される通常の株式交換と異なり、効力発生日までの直前の一定期間における株式交換完全親会社株式の平均株価を基に決定するため株価動向による双方の価額変動リスクを抑えることができ、株式交換完全子会社の株主が効力発生日において所有することとなる当社株式に係る価値と株式交換完全子会社株式に係る価値が近似することが見込まれます。

当社とImpressionはこれらの特徴を検証した上で、慎重に協議した結果、変動性株式交換比率方式を採用することといたしました。

算定の経緯

当社はTFAによるImpressionの株式価値の算定結果を参考に、Impressionの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換1における株式交換比率の算式を上記(3)記載のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

T F Aは、当社及びImpressionの関連当事者には該当せず、当社及びImpressionとの間で重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アエリア
本店の所在地	東京都港区赤坂三丁目7番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 小林 祐介
資本金の額	733百万円(平成29年3月31日現在)
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ITサービス事業 コンテンツ事業

・株式会社サクラゲートとの株式交換

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サクラゲート
本店の所在地	東京都豊島区南池袋二丁目36番10号
代表者の氏名	代表取締役 神名 秀紀
資本金の額	10,000千円
純資産の額	28,508千円(平成28年10月31日現在)
総資産の額	58,253千円(平成28年10月31日現在)
事業の内容	ゲーミング事業に関するローカライズ業務及びコンサルティング業務 モバイルサイト企画・開発・運用 ソーシャルアプリゲーム企画・開発・運用

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位:千円)

	平成26年10月期	平成27年10月期	平成28年10月期
売上高	59,248	124,454	141,378
営業利益	380	10,762	3,090
経常利益	86	10,888	2,939
当期純利益	56	3,100	2,416

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成29年7月18日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
神名 秀紀	56.25%
株式会社アイシーピー	43.75%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 当該株式交換の目的

当社グループは、コア事業と位置付けるITサービス事業について安定した収益基盤をもち、コンテンツ事業においても、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業及び配信・運営事業を展開しております。当社グループが展開しているインターネット関連事業においては、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、コンテンツサービスの多様化が市場規模を拡大しており、継続的な成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、開発費用や人件費等のコストが増加するだけでなく、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しており、このような市場環境に対応するには、トレンドを捉え、ユーザー嗜好にマッチしたコンテンツ作りが求められます。

サクラゲートは、オンラインゲーミングプラットフォームにPC及びモバイル向けゲームコンテンツの提供を行っており、「エヴァンゲリオン スロット」等を主にヨーロッパ市場に向けて展開しております。

また、同社は世界最大級のライブポーカーブランド「PokerStars」と、日本国内におけるPR契約を行っており、来たるカジノ開設に備え、ポーカーのブランディング活動を行っております。

スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツでの運営ノウハウ及び開発力を培ってきた当社グループと、海外のゲーミング事業に実績及びノウハウをもつサクラゲートが、コンテンツ共同開発並びにコンテンツの効率的なサービス運営をすることにより、当社グループのコンテンツ事業の基盤強化に大きく貢献することが期待できます。また、サクラゲートにとっても両社の経営資源を共有することにより資金面での制約が緩和され、両社の更なる発展につながると判断いたしました。

それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業を共に拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねて参りましたところ、サクラゲートが当社のグループに加わり、シナジー効果を発揮することが最善の策であると合意に至り、本株式交換2による完全子会社化を行うことになりました。

今後、当社グループ及びサクラゲートは企画、開発、運営における資源の相互活用により、両社の強みを生かした新しいゲームの制作、成長が見込まれる海外市場や新しいゲームプラットフォームを見据えた事業展開を行うことで、さらなる成長の実現を目指しております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、サクラゲートを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換2は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会の承認を受けずに、サクラゲートについては、平成29年7月18日開催の臨時株主総会において本株式交換契約2の承認を受けた上で、平成29年8月24日を効力発生日として行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アエリア (株式交換完全親会社)	株式会社サクラゲート (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	53
株式交換により交付する株式数	普通株式：21,200株	

(注1) 株式の割当比率

サクラゲートの普通株式1株に対して、当社の株式53株を割当て交付いたします。

(注2) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換2に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

株式交換契約の内容

当社及びサクラゲートが平成29年7月18日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社アエリア(住所:東京都港区赤坂三丁目7番13号。以下「甲」という。)と株式会社サクラゲート(住所:東京都豊島区南池袋二丁目36番10号。以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式の合計数に53を乗じた甲の普通株式を交付するものとし、乙の普通株式1株につき甲の普通株式53株の割合をもって割り当てる。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 本株式交換により資本金の額は増加させません
- (2) 資本準備金 会社計算規則に従い、甲が別途定める額

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年8月24日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（新株予約権の取扱い）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の第2回新株予約権者に対して、その有する乙の第2回新株予約権に代わる新株予約権として、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第2回新株予約権の総数に53を乗じて得た数の別紙1に規定する内容の甲の新株予約権を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の第3回新株予約権者に対して、その有する乙の第3回新株予約権に代わる新株予約権として、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第3回新株予約権の総数に53を乗じて得た数の別紙2に規定する内容の甲の新株予約権を交付する。
3. 前項の対価の割当てについては、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第2回新株予約権者に対し、その有する乙の第2回新株予約権の数に53を乗じて得た数の別紙1に規定する内容の甲の新株予約権を割り当て、本株式交換の効力が生ずる直前時における乙の第3回新株予約権者に対し、その有する乙の第3回新株予約権の数に53を乗じて得た数の別紙2に規定する内容の甲の新株予約権を割り当てる。

第6条（会社の財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年7月18日

東京都港区赤坂三丁目7番13号
甲：株式会社アエリア
代表取締役 小林 祐介

東京都豊島区南池袋二丁目36番10号
乙：株式会社サクラゲート
代表取締役 神名 秀紀

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換2の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びサクラゲートから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」）を選定し、平成29年7月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

T F Aは、上場会社である当社株式については、東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を平成29年7月14日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるという問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値から最大値を市場株価法による算定結果としております。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	2,193 ~ 3,340

一方、サクラゲートの株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であるため、D C F（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用いたしました。算定については、サクラゲートが作成した平成29年10月期～平成31年10月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測には大幅な増益を見込んだ事業年度がございます。平成29年10月期の財務予測は営業利益17百万円と、平成28年10月期と比較し、大幅な増益を見込んでおりますが、これは既存プラットフォームにおけるWebゲームの強化及び外注コストの見直しによる利益率の向上等により、平成30年10月期の営業利益29百万円は、既存事業に加え新規プラットフォームにおけるオリジナルゲームの新規展開による売上の増加等が影響しております。

採用手法	算定結果（円）
D C F 法	150,210 ~ 183,590

上記方式において算定されたサクラゲートの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	サクラゲート	
市場株価法	D C F 法	44.97 ~ 83.72

T F Aは、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。T F Aの株式交換比率の分析は、平成29年7月14日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

算定の経緯

当社及びサクラゲートは、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「T F A」）から当社が提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が、T F Aが算定した株式交換比率の算定結果レンジ内のため妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

T F Aは、当社及びサクラゲートの関連当事者には該当せず、当社及びサクラゲートとの間で重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アエリア
本店の所在地	東京都港区赤坂三丁目7番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 小林 祐介
資本金の額	733百万円(平成29年3月31日現在)
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ITサービス事業 コンテンツ事業

以上